

## 宇都宮市屋外広告物条例の許可基準（図解）

## ●各地域ごとの許可基準（広告物景観形成地区及び広告物活用地区を除く）

### 1 地域区分及び共通基準

#### (1) 地域区分

区分	該当地域等
第1種許可地域	市街化調整区域及び非線引き区域（沿道区域を除く。）
沿道型許可地域	沿道区域（第2種許可地域及び第3種許可地域を除く。）
第2種許可地域	第1種低層住居専用地域，第1種中高層住居専用地域，第2種中高層住居専用地域，第1種住居地域，第2種住居地域及び準住居地域に指定された地域
第3種許可地域	近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域及び工業専用地域に指定された地域

備考 この表において「沿道区域」とは，道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する一般国道及び鉄道の両側からそれぞれ50メートル以内にある区域をいう。

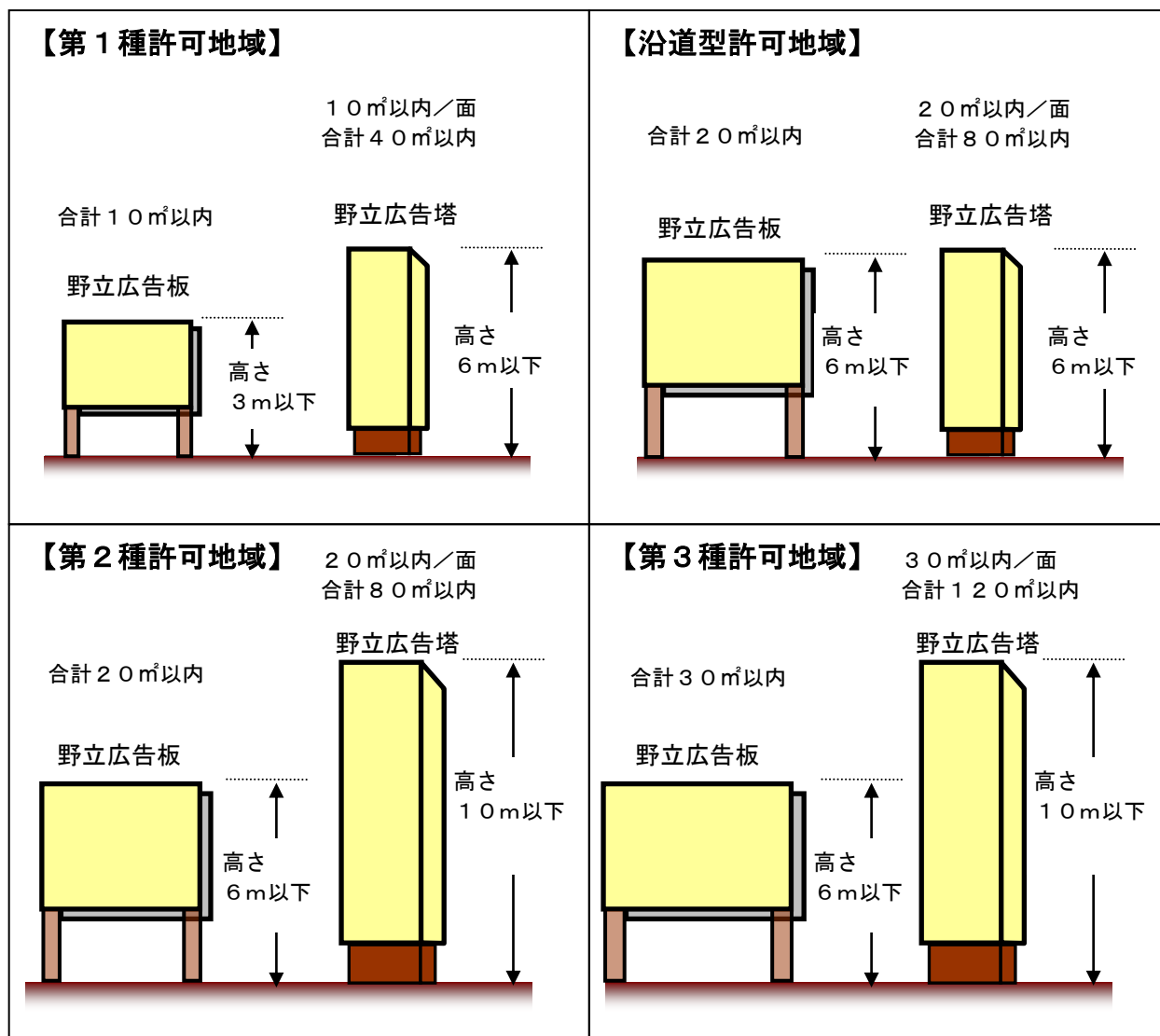
#### (2) 共通基準（広告板及び広告塔における共通基準）

区分 基準	第1種許可 地域	沿道型許可 地域	第2種許可 地域	第3種許可 地域
色 彩	(1) 表示面の下地の色は，次に掲げる色相の区分に応じ，それぞれ次に定める彩度とすること。 ただし，広告物の地の面積の3分の1以内で着色される部分の色彩については，この限りでない。 ア R, YR又はYの場合 彩度10以下 イ G, GY, P, PB又はRPの場合 彩度8以下 ウ B又はBGの場合 彩度6以下 (2) 発光，蛍光若しくは反射を有し，交通安全の妨げとなるおそれのあるものは，使用しないこと。		(1) 表示面の色彩が，建築物等及び周囲の街並みの景観と不調和でないこと。 (2) 発光，蛍光若しくは反射を有し，交通安全の妨げとなるおそれのあるものは，使用しないこと。	
特殊装置	点滅照明，動光，映像装置を使用しないこと。			

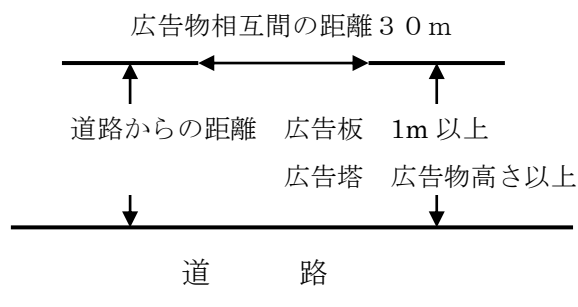
※ 色彩は，日本工業規格のZ8721に定める三属性による色の表示方法（マンセル表色系）を採用している。

●各地域ごとの許可基準（広告物景観形成地区及び広告物活用地区を除く）

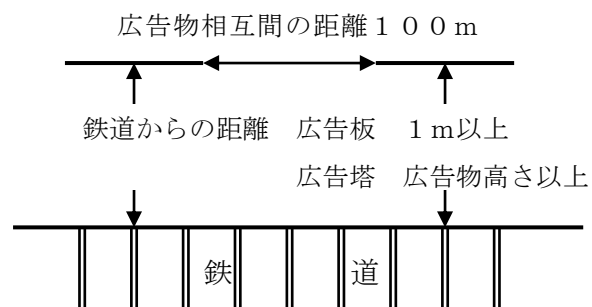
2 野立広告物



(1) 道路沿線



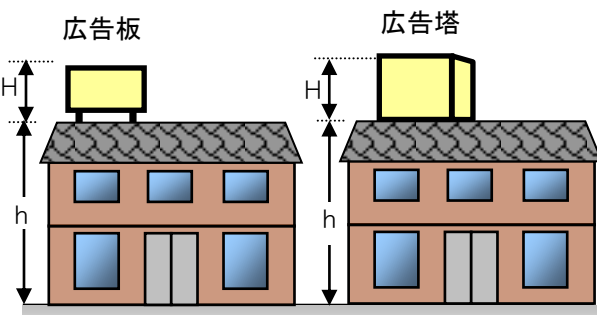
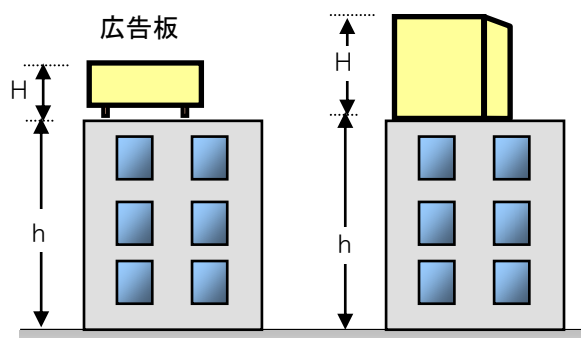
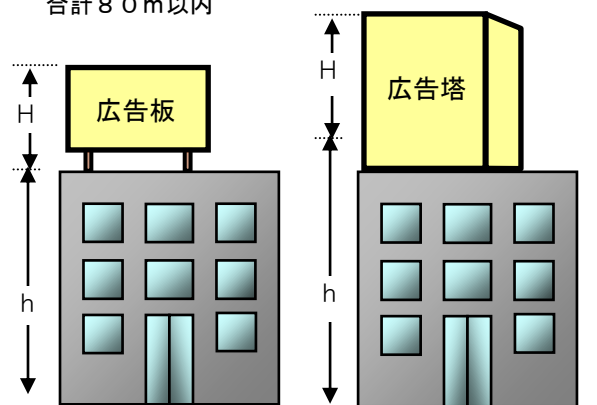
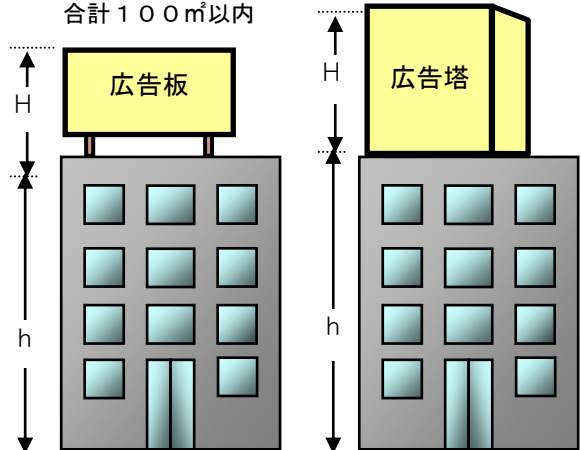
(2) 鉄道沿線



※ 家屋連続区域及び駐車場の周囲100mの範囲については、(1)、(2)は適用しない。

●各地域ごとの許可基準（広告物景観形成地区及び広告物活用地区を除く）

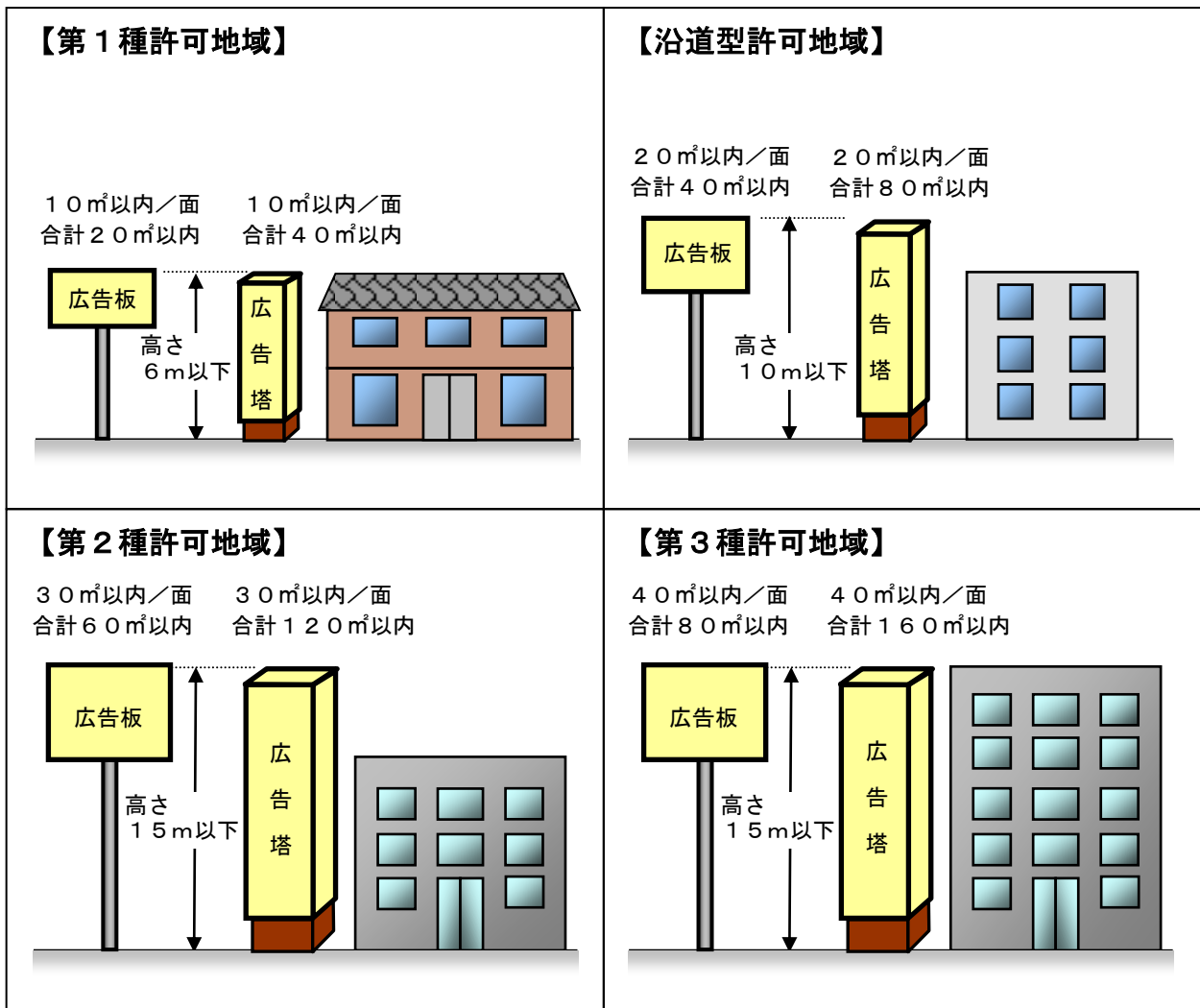
3 屋上広告物

<p><b>【第1種許可地域】</b></p> <p>20㎡以内／面 合計40㎡以内</p> <p>20㎡以内／面 合計80㎡以内</p>  <p>※広告物の高さ(H)は、建築物の高さ(h)の1/3以内で、かつ3m以下であること。</p> <p>※広告物の高さ(H)は、建築物の高さ(h)の1/3以内で、かつ3m以下であること。</p>	<p><b>【沿道型許可地域】</b></p> <p>30㎡以内／面 合計60㎡以内</p> <p>30㎡以内／面 合計120㎡以内</p> <p>広告塔</p>  <p>※広告物の高さ(H)は、建築物の高さ(h)の1/3以内で、かつ3m以下であること。</p> <p>※広告物の高さ(H)は、建築物の高さ(h)の1/3以内で、かつ6m以下であること。</p>
<p><b>【第2種許可地域】</b></p> <p>40㎡以内／面 合計80㎡以内</p> <p>40㎡以内／面 合計160㎡以内</p>  <p>※広告物の高さ(H)は、建築物の高さ(h)の1/2以内で、かつ6m以下であること。</p> <p>※広告物の高さ(H)は、建築物の高さ(h)の1/2以内で、かつ10m以下であること。</p>	<p><b>【第3種許可地域】</b></p> <p>50㎡以内／面 合計100㎡以内</p> <p>50㎡以内／面 合計200㎡以内</p> <p>広告塔</p>  <p>※広告物の高さ(H)は、建築物の高さ(h)の1/2以内で、かつ6m以下であること。</p> <p>※広告物の高さ(H)は、建築物の高さ(h)の2/3以内で、かつ10m以下であること。</p>

※ 広告物の設置方法は、建築物の外壁の垂直面を超えて突き出さないこと。

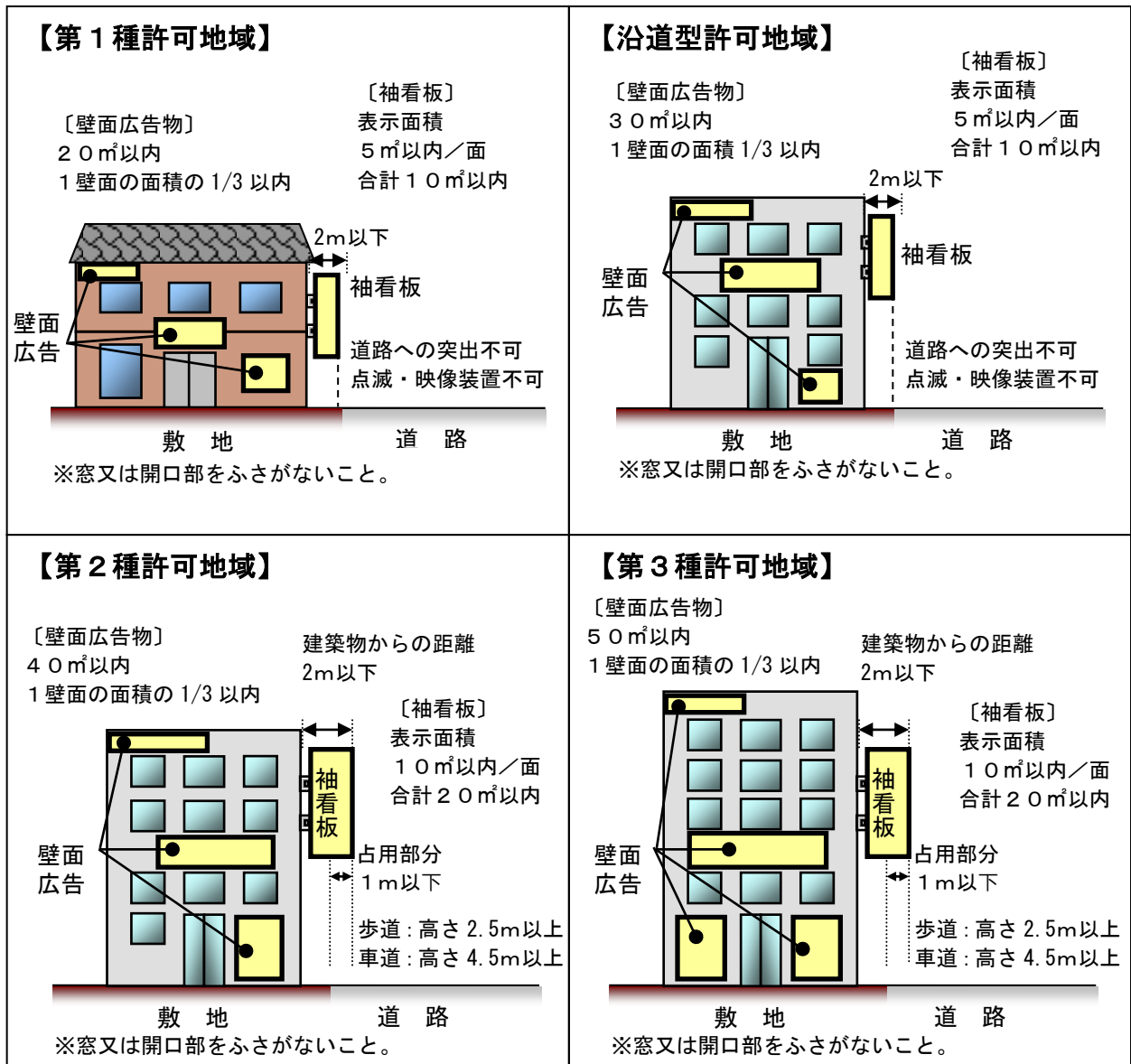
●各地域ごとの許可基準（広告物景観形成地区及び広告物活用地区を除く）

4 敷地内広告物



●各地域ごとの許可基準（広告物景観形成地区及び広告物活用地区を除く）

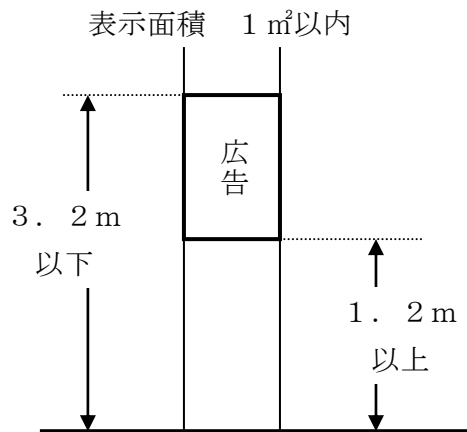
5 壁面利用広告物



## ●各地域共通の許可基準

### 6 電柱広告

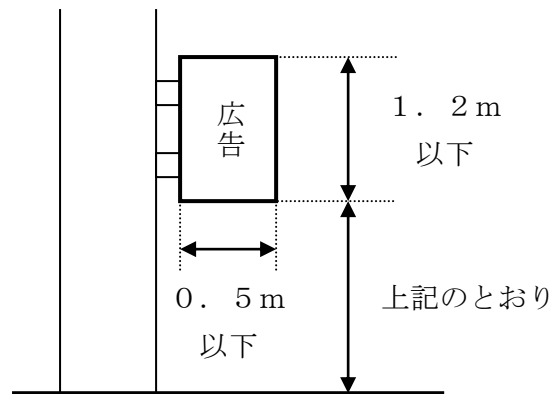
(1) 巻付広告



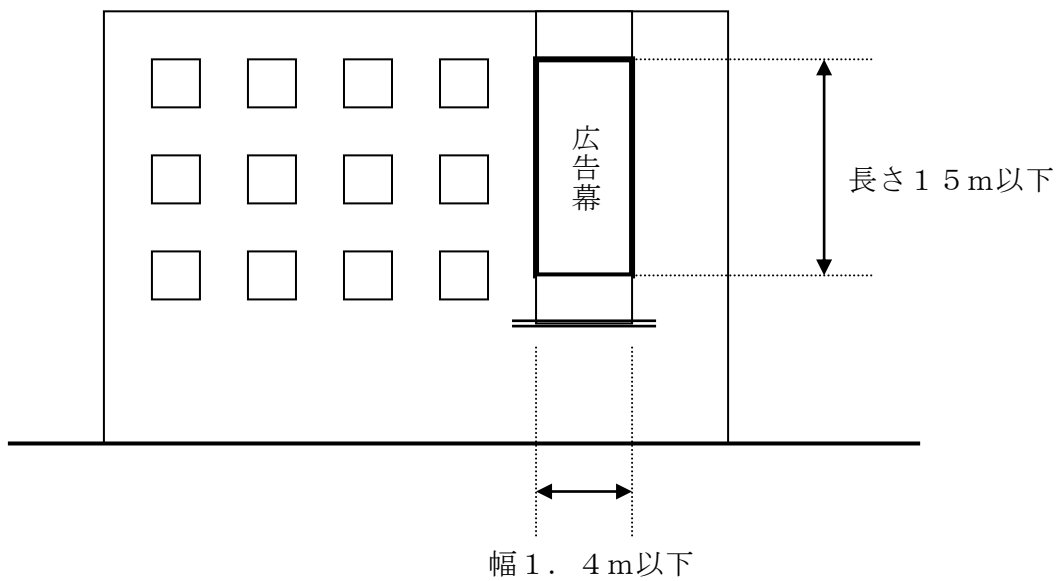
(2) 袖看板

①歩道から袖看板の下端までの高さは、2.5m以上とする。

②歩道以外の道路から袖看板の下端までの高さは、4.5m以上とする。

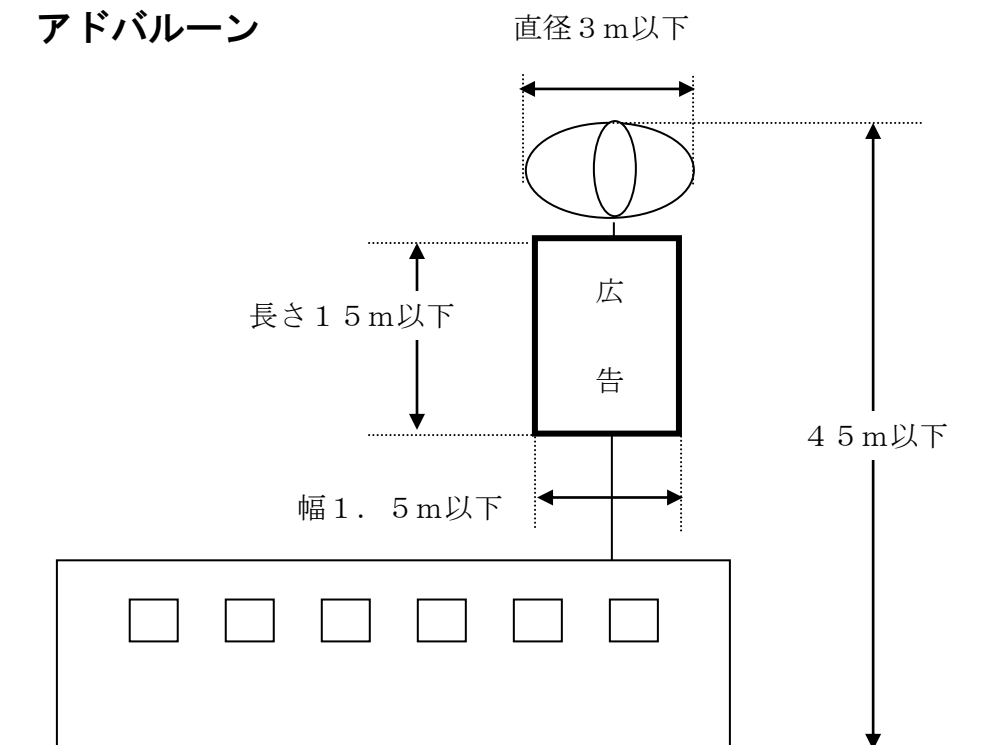


### 7 広告幕（建築物壁面利用）



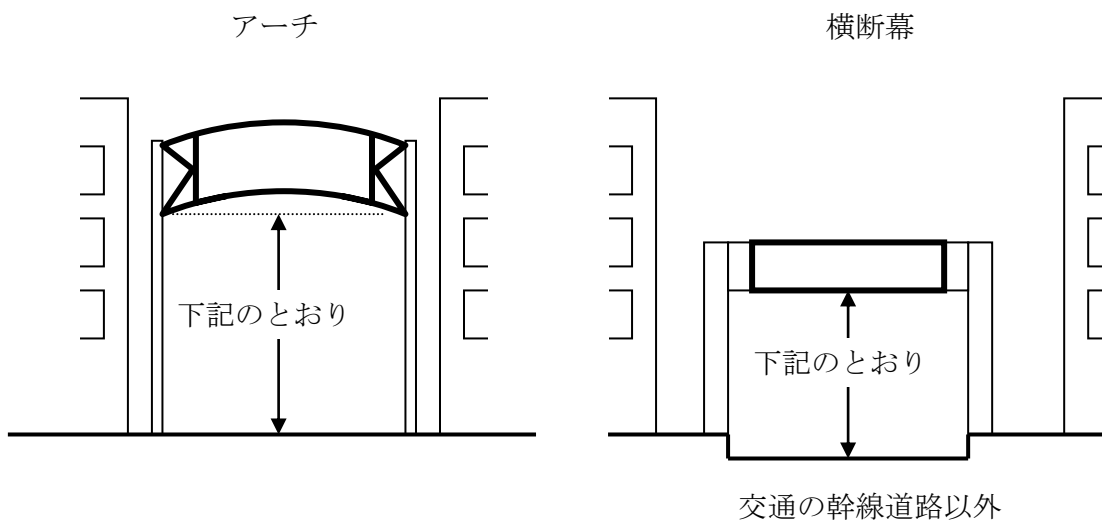
## ●各地域共通の許可基準

### 8 アドバルーン



※ 常時監視員を置き、風速 5 m 以上の強風の時はアドバルーンを掲揚しないこと。

### 9 アーチ、横断幕

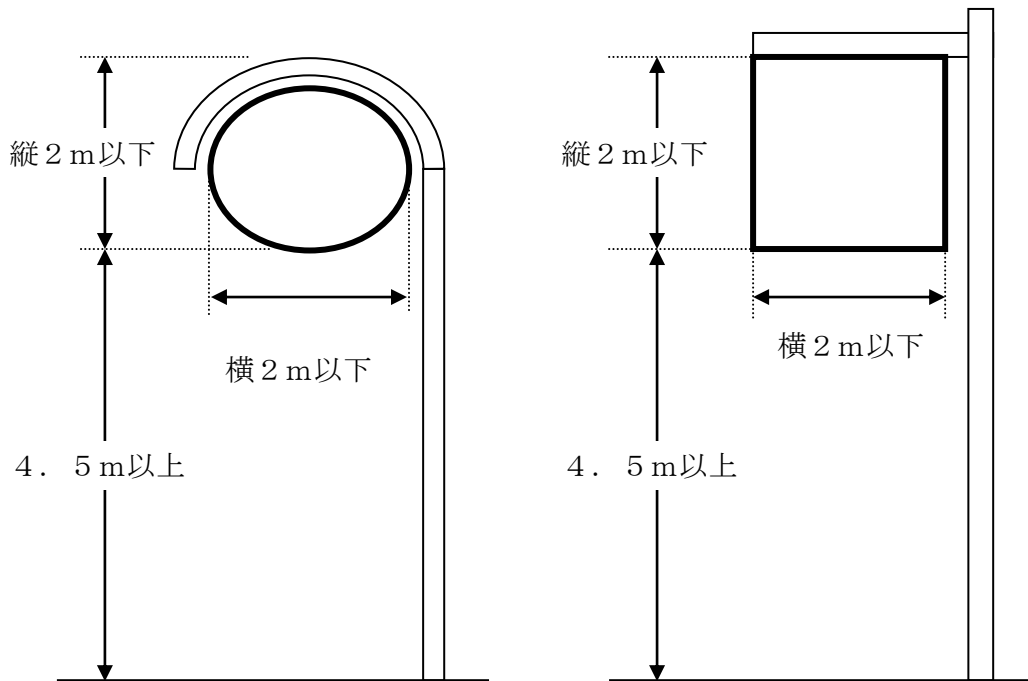


- ① 歩道からアーチ及び横断幕の下端までの高さは、2.5 m 以上とする。
- ② 歩道以外の道路からアーチ及び横断幕の下端までの高さは、4.5 m 以上とする。



## ●各地域共通の許可基準

### 10 サインポール



### 11 ポスター等はり紙

(1) はり紙

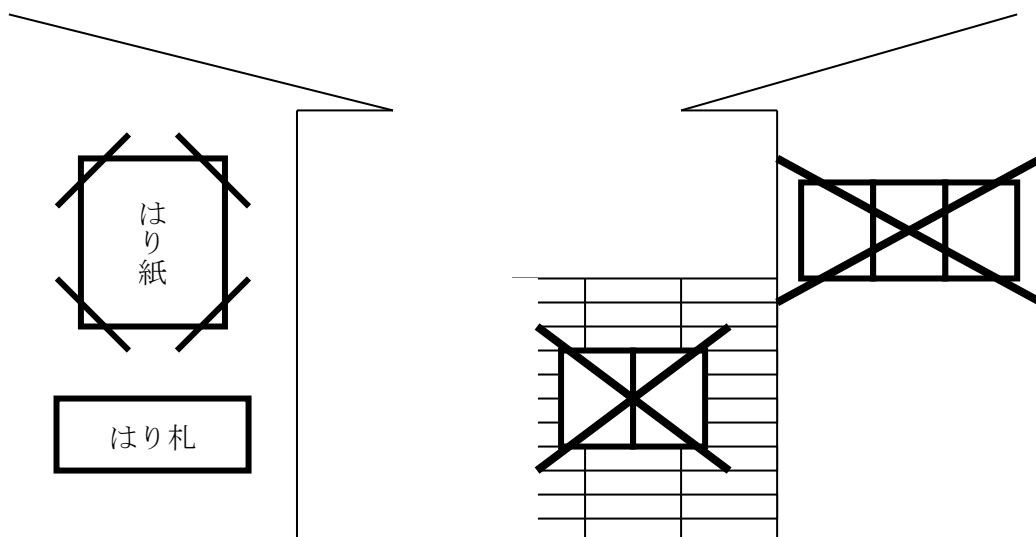
表示面積 1 m<sup>2</sup> 以内

(2) はり札

表示面積 0.2 m<sup>2</sup> 以内

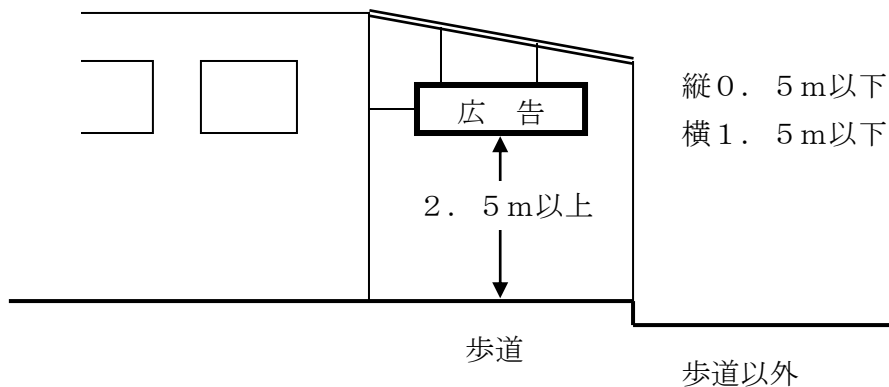
※直接のり付けをしないこと。

※同一物件に連続して表示しないこと。



## ●各地域共通の許可基準

### 1 2 アーケイドの添加広告物



※ 原則として同一商店街で規格が統一されていること。

### 1 3 自動車及び鉄道車両に表示する広告物

#### (1) 自動車に表示される広告物

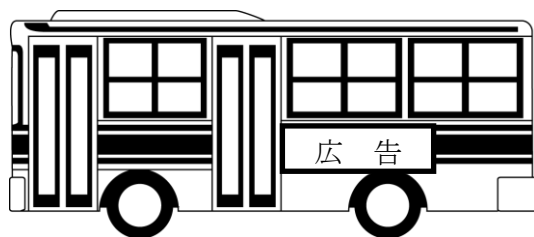
##### ①道路運送事業の用に供する自動車

##### ア 旅客自動車運送事業の用に供する自動車

例

(路線バス・貸し切りバス)

(タクシー)



基準	規格	
表示位置 ・面積	左右側面部	縦1.2m以下 ・ 横4.0m以下
	後部	縦1.0m以下 ・ 横1.0m以下
	前部・上部	不可
数量	左右側面部及び後部に各1件	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。</li> <li>・発光、蛍光又は反射する効果を有するものでないこと。</li> <li>・照明装置、映像装置その他これらに類する装置を使用しないこと。</li> </ul>	

## ●各地域共通の許可基準

イ 旅客自動車運送事業の用に供する自動車以外

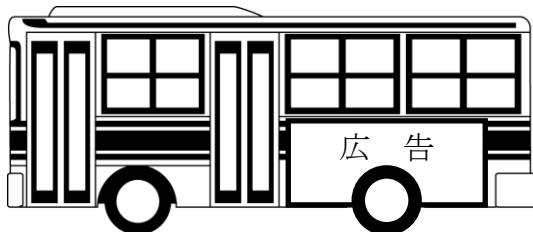
例 (貨物車)



基準	規格	
表示位置 ・面積	左右側面部	5 m <sup>2</sup> 以内
	後部	1 m <sup>2</sup> 以内
	前部・上部	不可
数 量	左右側面部及び後部に各 1 件	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。</li> <li>・発光、蛍光又は反射する効果を有するものでないこと。</li> <li>・照明装置、映像装置その他これらに類する装置を使用しないこと。</li> </ul>	

ウ 市長が特別に認める路線バス

(表示面積が、左右側面部は5 m<sup>2</sup>を超えるもの、後部は1 m<sup>2</sup>を超えるもの)

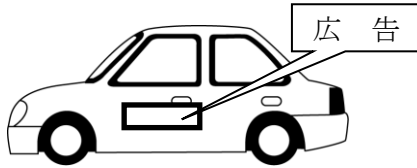


基準	規格	
表示位置 ・面積	左右側面部・後部	面積制限なし
	前部・上部	不可
	車体の窓及びドア等のガラス部分	不可
数 量	左右側面部及び後部に各 1 件	
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物の色彩及び意匠は、都市の景観と調和のとれたものとする。</li> <li>・交通の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。</li> <li>・発光、蛍光又は反射する効果を有するものでないこと。</li> <li>・照明装置、映像装置その他これらに類する装置を使用しないこと。</li> </ul>	

## ●各地域共通の許可基準

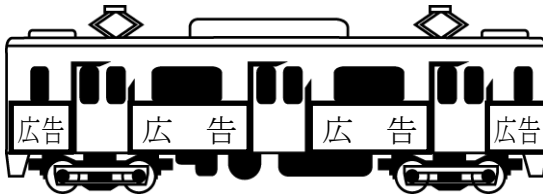
②道路運送事業の用に供する自動車以外

例 (一般車)



基準	規格	
表示位置 ・面積	左右側面部	縦0.5m以下 ・ 横1.4m以下
	前部・後部・上部	不可
数量	左右側面部に各1件	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。</li> <li>・発光、蛍光又は反射する効果を有するものでないこと。</li> <li>・照明装置、映像装置その他これらに類する装置を使用しないこと。</li> </ul>	

(2) 鉄道車両に表示される広告物



基準	規格	
表示位置 ・面積	前部・左右側面部・後部	面積制限なし
	上部	不可
数量	制限なし	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告物の色彩及び意匠は、都市の景観と調和のとれたものとする。</li> <li>・交通の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。</li> </ul>	

●各地域共通の許可基準

1 4 適用除外（広告物景観形成地区及び広告物活用地区を除く。）

種 別	規 格
自家用広告物	すべての広告物の合計が 1 5 m <sup>2</sup> 以内
自己の土地物件に管理上 必要に基づき表示する広 告物	表示面積 0. 5 m <sup>2</sup> 以内 高さ 1. 5 m 以下 特殊装置によらないもの
人又は動物	表示面積 0. 5 m <sup>2</sup> 以内
車両又は船舶等	縦 0. 5 m 以下 横 1. 0 m 以下 3 件以内
自己の所有する車両又は 船舶等に自己の名称等を 表示する広告物	
広告車	

# 国道 119 号線（日光街道）桜並木敷沿道の屋外広告物規制について

## 規制の背景

国際観光都市日光に通じる日光街道は、江戸時代初期に将軍や諸大名の参詣路として整備された。本地区の桜並木は、今もなお歴史的な面影を残している杉並木へアプローチする区間で、日光街道の良好な景観又は風致を維持していくため、戦後まもなく地元住民の手によって植樹し再整備されたものである。

しかしながら、そのような優れた道路景観を有しているにもかかわらず、屋外広告物の無秩序な設置が後を絶たず、良好な景観を損ねていた。

## 規制の概要

### (1) 規制区間

国道 119 号線（日光街道）のうち、桜並木を形成している区間約 13km（一般国道 119 号のうち、県道宇都宮・亀和田・栃木線との交差点から上小池町町地内日光市境に達するまでの道路）

### (2) 規制内容

設置にあたっては、自己の営業所が国道から相当の距離がある場合又は並木の後方で見えにくく営業所の所在を表示することが事業遂行上不可欠と認める場合で、かつ、次の規格にあった広告物に限り許可する。

項目	規格	備考
面積	1 面につき 0.5 m <sup>2</sup> 以内で背中合わせの 2 面可能。	
高さ	2 m以内（共架の場合は 3 m以内）	
その他	材質：木 色彩：焼き板地 照明装置：白色の間接照明 （発光塗料、点滅装置、電光飾は不可）	

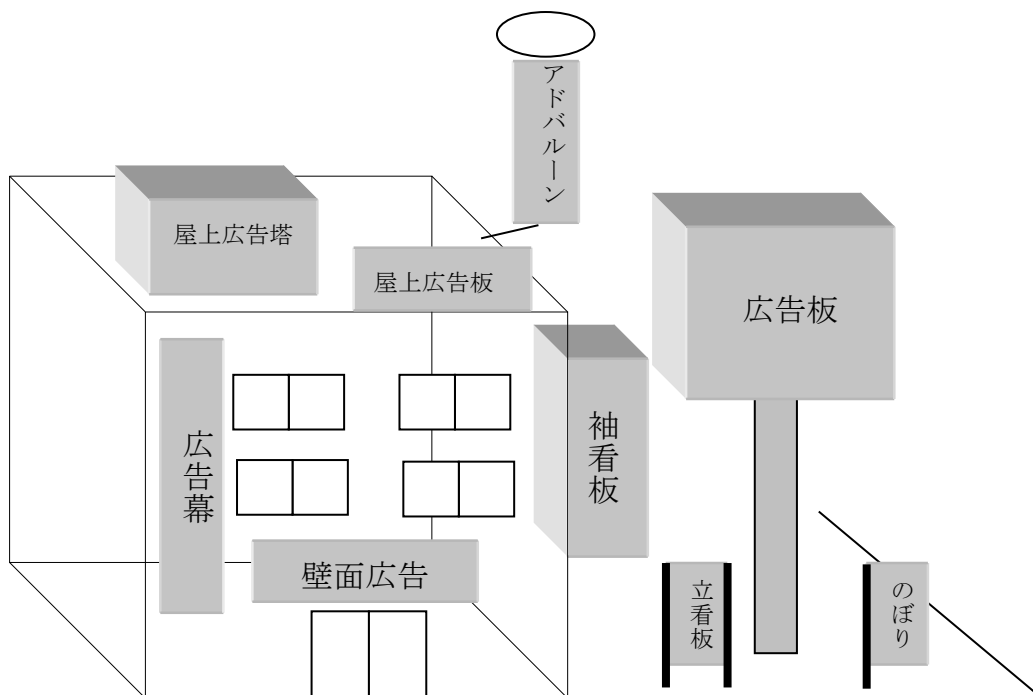
### (3) 規制の経過

昭和 61 年 12 月	国道 119 号道路景観整備計画調査
昭和 62 年 1 月	県屋外広告物審議会 諮問
昭和 62 年 2 月	答申 （施行規制改正による当該区間の屋外広告物規制基準の強化）
昭和 62 年 3 月	広告物設置者への周知、屋外広告業者への周知
昭和 62 年 4 月～	違反指導
平成 8 年 4 月～	宇都宮市の中核市に伴い、本地区の規制を宇都宮市に移管

**自家用広告物**  
 (営業所や店舗の敷地内に掲出する広告物)

下図のように、同じ敷地内に掲出したすべての広告物の表示面積の合計が、 $15\text{ m}^2$ を超えるときは許可申請が必要となります。

(ただし、広告物景観形成地区及び広告物活用地区は除きます。)



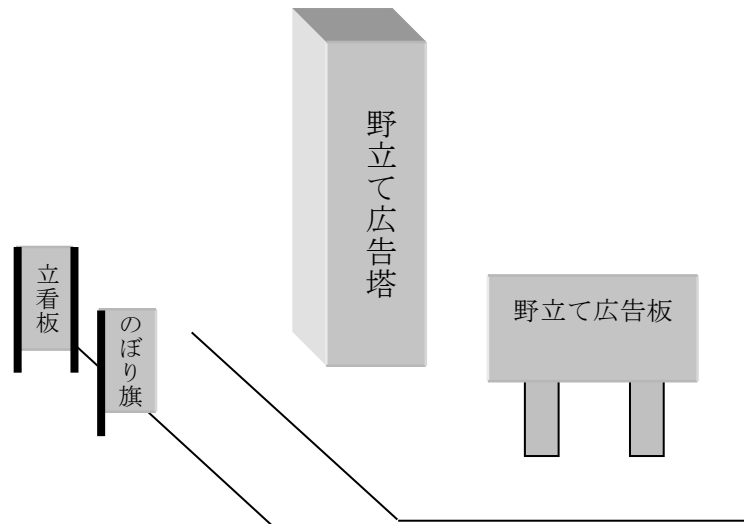
また、 $15\text{ m}^2$ を超えない場合でも、ひとつの広告物につき、特定商品名の表示面積が $1/2$ を超える場合は、その広告物は許可申請が必要となります。

例：表示面積 $10\text{ m}^2$ のうち、商品名 $6\text{ m}^2$ ・店舗名 $4\text{ m}^2$ の場合



## 野立て看板 (営業所や店舗の敷地以外に掲出する広告物)

野立て看板は、表示面積に関わらず、許可申請が必要となります。



### ※家屋連続区域について

家屋連続区域とは、建築物相互間の距離が50m以内で、かつ30戸以上密集している区域のことで、その用途は問いません。

第3種許可地域以外は、野立て看板等が目立ちすぎることによって、必要以上に自然景観を阻害したり、道路交通の安全を妨げることのないよう、道路からの後退距離と広告物相互間の距離の基準を設けておりますが、家屋連続区域については、一定の集落を形成していると認められるため、これらの基準を適用しないものです。